

新型コロナに負けない！『中小企業経営者のための資金調達』レポート

経営革新等支援機関・行政書士サポートオフィス横浜 発行

7月14日(火)より「家賃支援給付金」の申請が始まりました！

家賃支援給付金とは、新型コロナウイルス感染症を契機とした5月の緊急事態宣言の延長などにより、売上の減少に直面する事業者を支えるため、地代・家賃の負担を軽減することを目的として、事業者に対して給付金を給付するものです。

1. 対象者は？

以下の①②③すべてを満たす事業者が対象。

- ① 資本金 10 億円未満の中堅企業、中小企業、小規模事業者、フリーランスを含む個人事業者（医療法人、農業法人、NPO 法人、社会福祉法人など、会社以外の法人も幅広く対象）
- ② 5月～12月の売上高について「**1カ月前年同月比▲50%以上**」または、「**連続する3カ月の合計で前年同期比▲30%以上**」
- ③ 自らの事業のために占有する土地・建物の賃料を支払っていること

その他、「新規開業、創業特例、事業承継特例、合併特例、連結納税特例、罹災特例、法人成り特例、NPO 法人・公益法人等特例」などもあります。また、2020年1～3月に創業・開業した事業者も対象にする方向とのことです（7/7公表時点）。なお、一部の「公共法人、風俗営業関連」、「政治団体、宗教団体」などは対象になりません。

2. 給付額算定の基本となる契約・費用等

賃貸借契約が基本となります。「借地」の賃料も対象となります。「管理費」や「共益費」も一定の場合には含まれます。また、「自宅」兼「事務所」の家賃も事業に用する部分に限り対象となります。一方で、自己保有の土地・建物について、ローンを支払中の場合は対象になりません。

なお、「①転賃（又貸し）を目的とした取引、②貸主と借主が実質的に同じ人物の取引、③貸主と借主が配偶者、一親等以内の取引」については、給付額の算定には用いられません。

3. 給付額は？

法人に最大 600 万円、個人事業者に最大 300 万円を一括支給。申請時の直近 1 カ月における支払賃料（月額）に基づき算定した給付額（月額）の

6 倍（6 ヶ月分）まで。給付率の上乗せ分が適用されるのは、複数店舗の場合だけではなく支払賃料が高額な事業者も対象になります。

4. 地方公共団体から家賃支援を受けている場合

家賃支援給付金と地方公共団体の家賃支援額の合計が賃料の 6 倍を上回る場合、家賃支援給付金から超過分が減額されます。

5. 申請期間は？

給付金の申請の期間は、**2020年7月14日から2021年1月15日まで**です。横浜市ではすでに「申請サポート会場」も設置されています。

6. 申請方法は？

家賃支援給付金の HP からの電子申請になります。「マイページの作成」→「申請手続き」→「事務局にて内容確認」→「給付通知、振込」という流れになります。

7. 書類について

以下の書類が必要になります。

- ① 賃貸借契約の存在を証明する書類（賃貸借契約書等）、② 申請時の直近 3 カ月分の賃料支払実績を証明する書類（銀行通帳の写し、振込明細書等）、③ 本人確認書類（運転免許証等）、④ 売上減少を証明する書類（確定申告書、売上台帳等）

書類についての詳細は、法人と個人では異なりますので、必ず申請要領にてご確認ください。

8. 家賃支援給付金の詳細について

申請窓口 HP として、中小企業庁「家賃支援給付金」がアップされています。詳細はこちらで確認ください。 <https://yachin-shien.go.jp/>

HP には資料ダウンロードとして「家賃支援給付金に関するお知らせ」や個人・法人別に「**申請要領（基本編、別冊）**」などが掲載されています。申請要領の基本編には「申請方法概要・詳細、申請後の流れ」等、別冊には「給付要件にあてはまらないが給付の対象となる可能性のある方（例外）」「給付に必要な書類が準備出来ない場合」について書かれています。必ず目を通してください。

なお、不明な点については「家賃支援給付金コールセンター」までお問い合わせください。

0120-653-930（8:30～19:00 土日・祝日含む）